

医政第638号
令和4年(2022年)12月7日

熊本県訪問看護ステーション協議会会長 様

熊本県健康福祉部健康局長
(公 印 省 略)

保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届について(依頼)
日頃から、本県の医療行政の推進に御協力いただき、深く感謝申し上げます。
さて、標記につきましては、保健師助産師看護師法第33条の規定により2年毎に実施
されているところですが、令和4年度は、この調査年に当たり、令和4年(2022年)
12月31日現在において、看護業務に従事している者は、厚生労働省令で定める事項を、
就業地の県知事に届けることが義務付けられています。
つきましては、下記のとおり届出対象者に対し届出の依頼を行いますので、貴団体の関
係職員へ御周知くださいますようお願いいたします。

記

1 調査対象者

令和4年(2022年)12月31日現在において、熊本県内で保健師、助産師、看
護師又は准看護師の業務に従事している方
※休職中又は育児休暇中であっても、雇用関係にある場合は、対象となります。

2 届出票の配付及び提出方法

今年度から、インターネットによるオンライン届出が可能になります。従来どおり紙
による提出も可能です。

(1) オンラインによる届出

厚生労働省が新設する医療従事者届出システムにアクセスし、従事先の医療機
関等が取りまとめの上、届出情報を登録してください。医療従事者届出システム
は、令和4年(2022年)12月17日(土)から利用可能となる予定です。

医療従事者届出システムへのアクセス及びシステムに関する情報の確認は、下
記厚生労働省ホームページより行ってください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryujujisha-todokede-sys.html

(2) 紙による届出

管轄保健所(山鹿市区域にあつては、山鹿市。以下同じ。)を通じて勤務先に届
出票を配付しますので、届出対象者にあつては、必要事項を記入の上、就業地を管
轄する保健所へ御提出ください。

なお、勤務先に届出票が届かない場合は、就業地を管轄する保健所へ御連絡いた
だくか、県医療政策課ホームページに掲載されている届出票等を御利用ください。

3 提出期限

令和5年（2023年）1月16日（月）必着

【問合せ先】

〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18-1

熊本県健康福祉部健康局医療政策課

担当：医療政策課 看護班 林田、中村

電話 096-333-2206 FAX096-385-1754

事務連絡

令和4年（2022年）12月7日

各関係機関御担当者 様

この度は、業務従事者届に関する周知につきまして、大変お世話になります。

周知いただくにあたり、依頼通知文のデータ等が必要な場合は、下記担当宛てメールにてご連絡ください。どうぞよろしくお願いいたします。

【担当】熊本県健康福祉部健康局医療政策課 林田

Mail : hayashida-r-d@pref.kumamoto.lg.jp

TEL : 096-333-2206、FAX : 096-385-1754